住所　広島県三原市城町１丁目13番１号
鄭幸三　昭和18年１月11日生
朴喜子　昭和22年６月３日生
住所　広島県尾道市新浜１丁目11番23―404号
鄭由美子　昭和46年２月24日生
住所　兵庫県芦屋市浜町２番26号
鄭美樹子　昭和48年４月２日生
住所　広島市東区中山西２丁目14番48―301号
金昌海　昭和37年７月25日生
住所　広島市安佐南区祇園１丁目36番13―501号
林美由紀　昭和40年１月４日生

○厚生労働省告示第十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成十二年厚生省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

前文中「尖圭（せん）コンジローマ」を「尖圭（せんけい）コンジローマ」に、「性的接触を介して感染するとの」を「性器、口腔等による性的な接触（以下「性的接触」という。）を介して感染するとの」に改め、「の一つ」を削り、「皮膚粘膜症状」の下に「、咽頭の違和感」を加え、「ことも問題点として指摘されている」を「ことが問題点となっている」に、「性的な接触」を「性的接触」に改め、「状況としては、」の下に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十四条の規定に基づく発生動向の調査により把握される報告数は全体的には減少の傾向が見られるものの、引き続き」を加え、「二十代前半」を「二十代」に、「増加が報告されていること等が挙げられる」を「割合が高いことや、性行動の多様化により咽頭感染等の増加が指摘されている」に、「性感染症の予防には、正しい知識とそれに基づく注意深い行動が重要であり、早期発見及び早期治療により治癒、重症化の防止又は感染の拡大防止が可能な疾患である」を「性感染症は、早期発見及び早期治療により治癒、重症化の防止又は感染の拡大防止が可能な疾患であり、性感染症の予防には、正しい知識とそれに基づく注意深い行動が重要である」に、「感染の可能性」を「感染する又は感染を広げる可能性」に改め、「近年増加が報告されている」を削り、「（平成十一年十月厚生省告示第二百十七号）」を「（平成二十四年厚生労働省告示第二十一号）」に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」を「法」に、「民間団体等」を「教育関係者、当事者支援団体を含む非営利組織及び非政府組織（以下「ＮＧＯ等」という。）等」に改め、「感染症は、後天性免疫不全症候群」の下に「、Ｂ型肝炎」を加え、「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

第一の二中「第十四条第一項」を「第十四条」に、「の見直しに努める」を「をより具体的に示す」に改める。

第二の一中「使用」の下に「、予防接種」を加える。

第二の二中「、避妊の効果のみならず」を削り、「となる」の下に「性器及び口腔粘膜等の」を加え、「であり、その効果について」を「であるが、その効果とともに、コンドームだけでは防ぐことができない性感染症があることや、正しい使い方等の具体的な情報の」に改め、「都道府県等は、コンドームの」及び「捉え、コンドームの」の下に「特性と」を加える。

第二の三中「病原体検査」の下に「（尿を検体とするものを含む。）」を加え、「としつつ、都道府県等の実情に応じて」を「として、」に改め、「の試行」を削り、「当該受診者及び性的接触の相手方に対し」を「当該受診者に」に改め、「説明し」の下に「、支援するとともに、当該受診者を通じる等の方法により当該受診者の性的接触の相手方にも必要な情報提供等の支援を行い」を加える。

第二の四を次のように改める。

四　対象者の実情に応じた対策

予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実情に応じた配慮を行っていくことが重要である。

例えば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守るための情報について、適切な人材の協力を得、正確な情報提供を適切な媒体を用いて行い、広く理解を得ることが重要である。その際、学校における教育においては、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階及び保護者や地域の理解を踏まえることが重要である。保健所等は、教育関係機関及び保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うことが重要である。

また、女性は、解剖学的に感染の危険性が高く、感染しても無症状の場合が多い一方で、感染すると慢性的な骨盤内炎症性疾患の原因となりやすく、次世代への影響があること等の特性がある。そのため、女性に対する普及啓発は、それぞれの対象者の意向を踏まえるとともに、対象者の実情や年齢に応じた特別な配慮が必要である。性感染症及び妊娠や母子への影響を性と生殖に関する健康問題として捉える配慮が重要であるほか、犯罪被害者支援や緊急避妊のための診療等の場においては、性感染症予防を含めた総合的支援が求められる。また、尖圭コンジローマについては、子宮頸がんとともに、ワクチンによっても予防が有効であることから、ワクチンの効果等についての情報提供を行うことが重要である。

一方、性感染症として最も罹患の可能性の高い性器クラミジア感染症は、男性においても症状が軽微であることが多いため、感染の防止のための注意を怠りやすいという特性を有するので、そのまん延の防止に向けより一層の啓発が必要である。

第三の一中「必要である」の下に「。また、若年層が受診しやすい環境作りへの配慮も必要である」を加える。

第三の二及び三を次のように改める。

二　医療の質の向上

国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りながら、診断や治療に関する最新の方法に関する情報を迅速に提供し、普及させるよう努めることが重要である。

特に、学会等の関係団体は、標準的な診断や治療の指針等について積極的に情報提供し、普及を図ることが重要である。

また、国及び都道府県等は、学会等との連携により、様々な診療科を横断して性感染症の専門家養成のための教育及び研修機会の確保を図ることが重要である。

三　医療アクセスの向上

特に若年層等が性感染症に関して受診しやすい医療体制の整備等の環境作りとともに、保健所等における検査から、受診及び治療に結び付けられる体制作りを推進することが重要である。また、検査や治療について分かりやすい資料等を作成し、ＮＧＯ等の協力により普及啓発を行うことが重要であり、国及び都道府県等は、その普及啓発を支援していくことが重要である。

第四の三中「推移に関する研究」の下に「、病原体の分子疫学や薬剤耐性に関する研究」を加える。

第四の四中「若年者の」を削り、「研究等、」を「研究、感染リスクや感染の防止に関する意識・行動等を含む」に改める。

第五の一中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第五の二中「生かし」を「活かし」に改める。

第六の一中「各種民間団体」を「ＮＧＯ等」に、「保健所の」を「保健所による」に、「機能強化」を「情報発信機能の強化」に改める。

第六の二中「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

○厚生労働省告示第二十号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあった鎮痒（ちんよう）消炎薬の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十四年一月十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

みずむし・たむし用薬の項の次に次の一項を加える。

鎮痒（ちんよう）消炎薬	鎮痒（ちんよう）・消炎を目的として調製された外皮に適用する薬剤であつて、外用液剤、スプレー剤（副腎皮質ホルモンを含有するものを除く。）、軟膏（こう）剤、クリーム剤及びゲル剤の剤型のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするものを除く。）をいう。	1　有効成分の種類 含有する有効成分の種類は、別表第十八の有効成分名の欄に掲げるものとする。 2　有効成分の配合割合 (1)　別表第十八のⅠ及びⅡに掲げる有効成分のうちいずれか一種以上の有効成分が含有されなければならない。